

○国土交通省令第二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第二項並びに測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第十条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「閲覧及びその」を削る。

第五条の二第二項中「又は一時標識」を削る。

別表第一の一の1のチ中「金属製の名板を取り付ける。」の次に次のただし書を加える。

ただし、付属標は、使用されることが見込まれない場合、設置しないことができる。

別表第一の一の3のニ及び同表の一の6中「ふた石」を「蓋石」に改める。

別表第一の備考七中「井げた石」を「井桁石」に、「ふた」を「蓋」に改める。

別表第四の見出し中「第四条」を「第四条の二」に改める。

別表第七の第一面を次のように改める。

別表第七（第七条関係）

（第一面）

測量士登録申請書
測量士補

（消印してはならない）
取
入
印
紙

×	登録番号	×	登録年月日	平成	年	月	日
---	------	---	-------	----	---	---	---

測量士の登録を受けたいので、測量法第49条の規定により、別紙資格を
私は、測量士補
証する書類を添えて登録の申請をします。
平成 年 月 日
国土地理院長 殿

住 所
氏名
（署名）

イ	フリガナ 氏名	※性別	年	月	日	男	女
---	------------	-----	---	---	---	---	---

専門とする測量
の分野

事務所又は業務所
名 称 所 在 地
勤務先における職務の内容

ロ	※	測量法第50条該当者	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第1号	第2号	第3号	第4号
---	---	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ハ	ハ	大学、短期大学、高等専門学校又は専門の養成施設
---	---	-------------------------

ハ	ハ	学校名	所在地	入学	卒業
ハ	ハ	学級名等		年 月 日	年 月 日
ハ	ハ	専攻・コース名等		年 月 日	年 月 日
ハ	ハ	備考			

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

別表第七の第二面中「はり付け」を「貼付」に改める。

別表第九を次のように改める。

別表第九（第九条関係）

測量士・測量士補名簿

フリガナ	性別
氏名	生年月日

登録番号
登録年月日

登録の変更（氏名欄）				登録の変更（事務所又は業務所欄）			
番号	処理年月日	変更年月日	フリガナ氏名	番号	処理年月日	事務所又は業務所名	事務所又は業務所所在地
初期値				初期値			
1				2			
2				3			
3				4			
4				5			
5				6			
				7			
				8			
				9			
				10			
専門とする測量の分野				事務所又は業務所			
				測量に関する実務の経歴			
測量士・測量士補となる資格				測量士・測量士補試験			
卒業学校欄				合格番号			
				合格年月日			
				測量士補登録状況			
				登録番号			
				登録年月日			
卒業年月				備考			

（用紙の寸法は、日本工業規格 A4 とする。）

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別表第七による申請書は、この省令による改正後の別表第七にかかわらず、平成二十六年六月三十日までの間は、なおこれを使用することができる。